

公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要(個人住民税)

【対象団体等】

対象となる 寄附金	都道府県共同募金会 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における都道府県共同募金会に限る) 〔 ・ 赤い羽根募金 〕 など	日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における日本赤十字社の支部に限る) 〔 ・ 救急医療体制の整備等に 充てるための寄附金 〕 など	都道府県、市区町村 に対する寄附金
創設年度	平成2年度	平成4年度	平成6年度
寄附をした 個人の税制上 の取扱い	「寄附金(※)－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度		

【平成18年度における寄附金控除の適用状況】

	共同募金会	日本赤十字社	都道府県、市区町村	左記のうち2つ以上	合計
人数	940人	2,247人	2,518人	491人	6,196人
控除額	499百万円	1,024百万円	1,886百万円	404百万円	3,813百万円

＜参考＞所得税における寄附金に関する税制の概要

- ・国、地方団体や特定公益増進法人に対する寄附金、指定寄付金などが対象
- ・「寄附金(※)－5,000円」を所得から控除(※ 総所得の40%を限度)
- ・適用状況は、人数156,346人、控除額26,889百万円
(平成17年分の所得税における寄附金控除の適用状況(「平成17年分申告所得税標本調査」(国税庁)より)

寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（平成6年度創設）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17の指定数)]	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成2年度創設） 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成4年度創設）
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [20,661法人(H18.4.1現在)]	-
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [48法人(H18.11.1現在)]	-
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	-
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	-
「寄附金(※)－5,000円」を所得から控除 ※ 総所得の40%を限度	「寄附金(※)－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度

所得税における所得階層ごとの寄附者数等の分布

～平成17年申告所得税標本調査より作成～

